

第 36 号

有料道路事業変更許可申請に関する同意について

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定により、熊本県道路公社から有料道路の料金を次のとおり変更することについて同意を求められたので、これに同意することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成5年1月7日付け熊道公第58号の有料道路事業許可申請事項の一部を次のとおり変更する。

6料金の注2を次のように変更する。

2 障害者割引

イ 割引をする自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に定める会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、熊本県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。

（イ） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、熊本県道路公社が別に定めるもの

（ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき熊本県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、熊本県道路公社が別に定めるもの

また、上記（イ）又は（ロ）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、熊本県道路公社が別に定めるものについては、熊本県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。

なお、上記自動車がE T C多目的利用システム（E T C多目的利用システムの利用に関する要綱（令和元年11月11日国道高第14号国土交通省道路局高速道路課長通知）第2条第1号に規定するシステムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、熊本県道路公社がE T C多目的利用システムの取扱いに関し別に定めるところにより事前に登録がなされたE T Cカード（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号）第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE T Cシステム利用規程（平成24年12月6日）第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。）を使用する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

（注） 熊本県道路公社が別に定めるものとは、「有料道路における障害者割引措置実施要領」（平成15年7月30日。別添）をいう。

（提案理由）

有料道路の料金の変更に同意することについて、道路整備特別措置法第16条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。